

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム延寿」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝山寺福祉事業団が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム延寿」(以下「事業所」という。)は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、その介護を受ける者(以下「入所者」という。)が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った介護福祉施設サービスの提供に努める。

2 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、また地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム延寿
- (2) 所在地 奈良県生駒市小瀬町1100番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 医 師 1名

利用者の健康管理を行うとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

- (3) 生活相談員 1名以上(短期入所生活介護も含む)

利用申込みの調整並びに利用者の介護計画の作成と管理。家族との連絡調整。

- (4) 看護職員及び介護職員 利用者に対し3:1以上の員数(短期入所生活介護も含む)を配置する。

看護職員は、利用者の心身の状況を把握し、介護老人福祉施設サービスが適切に提供されるよう介護職員とともに、利用者及び家族に対し必要な助言、援助を行う。また健康管理上の助言や必要な場合には主治の医師等との連携調整を行う。

介護職員は、介護福祉施設サービス計画に基づき介護サービスを提供する。

- (5) 機能訓練指導員 1名(短期入所生活介護も含む)を配置する。

(6) 管理栄養士 1名（兼務とする）

(7) その他の職員 実情に応じて必要人数を配置する。（兼務とする）

（利用定員）

第5条 定員は84名とする。但し、利用者の入院等で空床が生じた場合は、その空床について短期入所生活介護用に供することができるものとする。

（介護福祉施設サービスの内容）

第6条 介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して、その者的心身の状況に応じ適切な方法により、次の介護福祉施設サービスを提供する。

(1) 介護（入浴、排泄、摂食の援助並びに介護を含む日常生活上の必要な世話）

(2) 食事の提供

(3) 相談及び援助

(4) 社会生活上の便宜の供与等

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) その他日常生活上の世話及び療養上の世話

2 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入所者に対し説明し、同意を得るものとする。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

5 介護福祉施設サービスの実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解し易いように説明を行う事とする。

6 介護福祉施設サービスを提供するに当たって、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

7 自らその提供する介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 8 介護福祉施設サービスを提供した際には、このことに関して定められた必要な記録を記載する。

(利用料その他の費用)

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスである場合、厚生労働大臣の定める基準による額及び厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除した額とする。なお厚生労働大臣が定める基準の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 食費 1, 445 円/日
- (2) 居住費 (多床室 855 円/日)
(従来型個室 1, 171 円/日)
- 2 法定代理受領とならない介護福祉施設サービスを提供した場合は、厚生労働大臣の定める基準を勘案した額をあらかじめ徴収し、保険給付が行われた後、精算する。
- 3 利用者の求めにより、介護保険給付に該当しない介護福祉施設サービスを提供了場合は、提供に要した費用を徴収する。ただし、介護保険給付があった場合に比して不合理な額とならないものとする。
- 4 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 5 理美容代
- 6 その他、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用。日/40 円（日常生活費）重要事項説明書にも掲載し、契約者の自由意思により契約を行う。
- 7 前各項の費用の負担に関しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、入所者の同意を求める。
- 8 指定介護福祉施設サービス（法定代理受領である場合を除く）に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録を利用者に交付する。

(非常災害対策)

第8条 非常災害対策のために別途防災計画並びに非常災害対策計画を策定する。

- 2 前号計画に基づき定期的避難訓練を実施する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 現に介護福祉施設サービスの提供を行っている時に、入所者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに市町村や協力医療機関等に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、その家族に連絡し並びに管理者に報告しなければならない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 指定介護福祉施設サービスの提供を受けようとする者は、あらかじめ被保険者証等を提示し、被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期間の確認を受けなければならない。

被保険者証の提示がない場合、あるいは提示を拒否した場合には、介護保険給付として取り扱わぬことがある。

- 2 被保険者証に認定審査会意見の記載がある場合は、その意見に配慮して指定介護福祉施設サービスを提供する。
- 3 虚偽の申請による利用の申込み又は、他の者に感染する恐れのある疾患を有し通常の方法においては予防することが困難と認められる場合、若しくは重篤な疾患を感染させる恐れがあると認められる場合、その他正当な理由を有する場合には、サービスの提供を拒否することができる。
- 4 入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切なサービス提供することが困難であると認めた場合は、速やかに適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の措置を講ずる。
- 5 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 6 本人及びその家族は、サービスの利用に際し、あらかじめ心身の状況等介護福祉施設サービスを利用するに当たって自ら必要な情報を提供しなければならない。
- 7 当該事業所の従業者は、入所者について、心身の状況及びその置かれている環境に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかを協議及び検討するものとする。
- 8 前項の検討の結果、その者が居宅において日常生活を営むことが可能であると認められるとき、その者及び家族の希望、退所後に置かれる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 9 入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(市町村への通知)

第11条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を増進させたとみとめられるとき。
- (2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(その他運営についての留意事項)

第12条 入所者、市町村、その他関係機関から正当な理由に基づき、証明書、領収書、

その他必要な文書の発行を求められたときは、求めに応じて必要な文書等を発行する。

第13条 入所者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供することができるよう、当該事業所の従業者による勤務の体制を定めておかなければならない

2 短期入所生活介護に従事する職員等の資質の向上のために、随時研修の機会を設けサービスの質の向上を目指す。

第14条 職員は、入所者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

2 職員は、職員でなくなった後においても前項の規定を守らなければならない。

3 居宅支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

第15条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介すること又は退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 職員は、入所者から利用料その他定めのある場合を除き、金品を受け取ってはならない。

第16条 提供した介護福祉施設サービスについて入所者から苦情等を受けた場合、職員は速やかにその内容等を管理者に報告しなければならない。管理者は実情を把握することに努めるとともに迅速かつ適切にその対応策を講じる。また国民健康保険団体連合会、市町村等の関係機関から入所者の苦情に関し、照会、調査等の依頼があった場合には積極的にこれに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合にはこれに従って改善を行う。

第17条 当該事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をねらう等の地域との交流に努めるものとする。

第18条 指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備するとともに、これらの記録はサービス提供の完結の日から5年間保存する。

第19条 就業規則、給与規定、その他の服務に関する規定は社会福祉法人宝山寺福祉事業団が定めるそれぞれの規定を適用する。

第20条 この規程に定めのない事項については、法律、政省令による他、必要に応じて法人において協議の上定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第21条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。また、虐待防止のための虐待防止委員会を設置し虐待防止に努める。

(身体拘束廃止のための措置)

第22条 (身体拘束等の禁止)

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応方法・時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。また、本人及び家族に対し説明し同意書を作成し、署名をいただく。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第23条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第25条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生、まん延しないように、次の措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年9月1日から施工する。

この規定は、令和6年3月1日から施行する。